



# 佐賀県公報

平成18年  
5月12日  
(金曜日)  
第12752号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 規則

◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (六四・消防防災課) 一

### 告示

○青少年に有害な図書等の指定 (三三三・子ども課) 二

○特定第二号漁業者の同意の適合 (三三四・生産者支援課) 三

◎佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (三三五・ ) 三

◎佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (三三六・ ) 三

○養鶏振興法に基づくふ化業者の登録 (三三七・畜産課) 三

○平成十八年度地籍調査事業計画 (三三八・土地対策課) 四

○道路の区域の変更 (三三九・道路課) 四

○ " " (三四〇・ ) 四

○ " " (三四一・ ) 五

○道路の供用開始 (三四二・ ) 五

○道路の区域の変更 (三四三・ ) 五

○道路の供用開始 (三四四・ ) 六

### 公告

○農地保有合理化事業規程の変更承認 (農産課) 六

○開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 六

### 訓令

◎佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正 (一七・用度管財課) 六

### 人事委員会事項

◎佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (規則・二二) 七

## 公布された規則のあらまし

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第六四号)

- 1 救助を必要とする者に支出することができる費用の額を改めることとした。(別表第一関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

### ◎佐賀県規則第六十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(平成三年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の1の(2)の項のイ中「2,385,000円」を「2,342,000円」に改め、同表の3の項のウの(ア)の表中「17,300円」を「17,200円」に、「28,500円」を「28,400円」に、「22,200円」を「22,100円」に、「36,800円」を「36,700円」に、「32,700円」を「32,600円」に、「51,400円」を「51,200円」に、「39,100円」を「39,000円」に、「60,300円」を「60,100円」に、「49,600円」を「49,500円」に、「75,600円」を「75,400円」に改め、同項のウの(イ)の表中「16,900円」を「16,800円」に、「20,000円」を「19,900円」に、「17,500円」を「17,400円」に、「25,300円」を「25,200円」に改め、同表の6の項のウ中「510,000円」を「500,000円」に改め、同表の8の項のウ中「193,000円」を「199,000円」に、「154,400円」を「159,200円」に改め。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○ 告 示

## ●佐賀県告示第三百三十三号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条  
 第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-28	これッ！本気 H話 バカH 第26号 6 月号	マイウェイ出版(株)	17423-6	著しく青少年の 性的感情を刺激し、 又は著しく青少年 の粗暴性若しくは 残虐性を誘発し、 若しくは助長し、 その健全な育成を 阻害するおそれがある。
”	18-29	華漫 COMIC 快樂天 Yha! Hip&Lip 6月号増刊	(株)ワニマガジン社	08878-6	
”	18-30	別冊 本当にあったHな話 通巻No.20 6 月号	(株)ぶんか社	18135-6	
”	18-31	本当にあった人妻の浮気話 6月号	ミリオン出版(株)	18123-6	
”	18-32	これが本当！人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション 6 月号増刊	(株)パウハウス	18764-06 ①2006年6月19日	
”	18-33	特撰 三十路妻 6月号	(株)笠倉出版社	16781-6	
”	18-34	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.102 6月号	KKベストセラーズ	04039-06	
”	18-35	ザ・ベストMAGAZINE No.265 6月号	KKベストセラーズ	14003-06	
”	18-36	ジゲンEX Vol.26 本当にあった浮気話6 / 1増刊	(株)大洋書房	18124-6 ①-'06 6/15	
”	18-37	That's DAN 2006 vol.81	(株)パウハウス	04117-06	
”	18-38	海賊ナンバーワン 6月号	(株)竹書房	02461-6	
”	18-39	別冊 ZUBA! 本気ヤバッ! 人妻のH な話満載号 vol.20 ZUBA! 6月号増刊	インフォレスト(株)	15530-06	
”	18-40	@BOOING アットブーイング vol.20 夜遊び隊6月号増刊	(株)メディアックス	09012-06 ①-2006/6/21	
”	18-41	@BUNTA あつと・ぶんた 6月号	(株)コアマガジン	11537-06	

●佐賀県告示第三百三十四号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があった旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

区域	区分
浜崎区域	主として一本釣漁業

●佐賀県告示第三百三十五号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

別表の二の項中「年一・二〇%」を「年一・〇五%」に、「年一・〇〇%」を「年〇・八五%」に改め、同表の三の項、四の項、七の項及び八の項中「年〇・四〇%」を「年〇・四五%」に改める。

附則

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年四月十九日以後に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

2 平成十八年四月十八日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

●佐賀県告示第三百三十六号

佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百七十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

第二条の表中「年〇・四〇%」を「年〇・四五%」に改める。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年四月十九日以降に知事が利子補給することを適当と認めた農業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

3 平成十八年四月十八日以前に知事が利子補給することを適当と認めた農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

●佐賀県告示第三百三十七号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
佐賀第一八二一号	平成一八年五月一三日	平成二二年五月二二日	株式会社経済連総合食品 杵島郡江北町大字上小田四三三番地	株式会社経済連総合食品ふ化場 杵島郡江北町大字上小田四三三番地
佐賀第一八二二号	平成一八年五月一三日	平成二二年五月二二日	有限会社武雄種鶏孵化場 武雄市橘町大字大日七六二五番地	有限会社武雄種鶏孵化場 武雄市橘町大字大日七六二五番地

◎佐賀県告示第三百三十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成十八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 調査を行う者の名称

多久市、伊万里市、川副町、基山町、上峰町、みやき町、江北町及び白石町

町

二 調査地域

多久市北多久町大字小侍

伊万里市大川町山口、東田代、立川及び大川野並びに南波多町古川、笠椎、府招、小麦原及び大川原

川副町大字鹿江及び大字犬井道

基山町大字園部

上峰町大字堤

みやき町大字原古賀

江北町大字山口及び上小田

白石町大字今泉、大字東郷、大字福吉、大字福田、大字廿治、大字遠江、大字田野上、大字辺田及び大字深浦

大字田野上、大字辺田及び大字深浦

大字田野上、大字辺田及び大字深浦

三 調査期間

平成十八年五月十二日から平成十九年三月三十日まで

◎佐賀県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月十二日から平成十八年六月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	幅員延長メートル
県道 広滝大和富士線	佐賀市大和町大字松瀬字萩の原 八三〇番二地先から 佐賀市大和町大字松瀬字屋形所 二〇六一番四地先まで	後	三六・五 一・二〇
	佐賀市大和町大字松瀬字萩の原 八三〇番二地先から 佐賀市大和町大字松瀬字屋形所 二〇六一番四地先まで	前	二八・〇 五・八
県道 広滝大和富士線	佐賀市大和町大字松瀬字萩の原 八三〇番二地先から 佐賀市大和町大字松瀬字屋形所 二〇六一番四地先まで	後	九三二・〇
	佐賀市大和町大字松瀬字萩の原 八三〇番二地先から 佐賀市大和町大字松瀬字屋形所 二〇六一番四地先まで	前	九三八・四

◎佐賀県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月十二日から平成十八年六月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路間の区		変更前の 幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 武雄多久線	多久市多久町四二二八番一地从 から	多久市多久町二九四五番五地先 まで	一七・八 、 一四・四	七九〇・〇
	多久市多久町四二二八番一地从 から	多久市多久町二九四五番五地先 まで	一六・四 、 一〇・〇	七九〇・三

●佐賀県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月十二日から平成十八年六月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路間の区		変更前の 幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 佐賀川久保 鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤字三本柳 三八一七番二地先から	三養基郡上峰町大字堤字六本谷 二六二二番一地从先まで	二四・四 、 一四・三	四〇一・八
	三養基郡上峰町大字堤字三本柳 三八一七番二地先から	三養基郡上峰町大字堤字六本谷 二六二二番一地从先まで	二〇・三 、 九・三	四〇二・六

●佐賀県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月十二日から平成十八年六月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保 鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤字三本柳三八一七番二地先 から 三養基郡上峰町大字堤字六本谷二六二二番一地从先 まで	平成一七・五・一二

●佐賀県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月十二日から平成十八年六月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅員 メートル	延長 メートル
県道 大木有田線	西松浦郡有田町応法字向島丙三 五七六番一三地先から 西松浦郡有田町応法字伯父山丙 三五七六番七地先まで	後	二二・八 〃 一一・四	一一〇・〇	
	西松浦郡有田町応法字向島丙三 五七六番一三地先から 西松浦郡有田町応法字伯父山丙 三五七六番七地先まで	前	一九・〇 〃 一一・〇	一一二・五	

●佐賀県告示第百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年五月十二日から平成十八年六月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木有田線	西松浦郡有田町応法字向島丙三五七六番一三地先 から 西松浦郡有田町応法字伯父山丙三五七六番七地先 まで	平成十八・五・一一

○ 公 告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した

ので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。  
平成18年5月12日

佐賀県知事 古川 康

農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類	事業規程の変更内容	変更の承認年月日
佐城農業協同組合 小城市小城町東小路158番地1	農地売買等事業(法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。)及び研修等事業(法第4条第2項第4号に規定する事業をいう。)	事業実施区域名の 変更	平成18年4月27日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年5月12日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
三養基郡基山町大字小倉字石尺391番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
三養基郡基山町大字小倉390番地  
境 綾子

○ 訓 令 甲

●佐賀県訓令甲第十七号

本 庁

現地機関

佐賀県職員職務発明等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第八号)の一

部を次のように改正する。

平成十八年五月十二日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第二号中「課並びに」を「課、」に改め、「同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を削る。

第四条第四項中「しよ」とする」の下に「場合において特に必要と認める」を加える。

第九条第二項中「一万五千元」を「七千五百円」と請求項（特許法第三十六条第五項に規定する請求項をいう。）の数に千五百円を乗じて得た額との合計額（に、「一万五千元」を「当該合計額に」に改め、同条第五項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「一万五千元（実用新案権若しくは意匠権又は品種登録にあつては、一万円）」を「第二項（前三項の規定により準用する場合を含む。）に規定する登録保証金の額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「実用新案権及び意匠権並びに」を削り、「前項」を「第二項」に改め、「実用新案権若しくは意匠権又は」を削り、「一万五千元」を「七千五百円」と請求項（特許法第三十六条第五項に規定する請求項をいう。）の数に千五百円を乗じて得た額との合計額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 実用新案権に係る登録補償金の額については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「特許権」とあるのは「実用新案権」と、「特許法第三十六条第五項」とあるのは「実用新案法第五条第五項」と、「七千五百円」とあるのは「二千五百円」と、「千五百円」とあるのは「五百円」と読み替えるものとする。

4 意匠権に係る登録補償金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「特許権」とあるのは「意匠権」と、「七千五百円」と請求項（特許法第三十六条第五項に規定する請求項をいう。）の数に千五百円を乗じて得た額との合計額」とあるのは「三千円」と読み替えるものとする

る。

第十条第二項第一号の表を次のように改める。

百万円以下の金額	百分の五十
百万円を超える金額	百分の二十五

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### ○ 人事委員会事項

#### ●佐賀県人事委員会規則第二十二号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の千代田町の項の次に次のように加える。

吉野ヶ里 町		本 庁	
	出先機関		
中学校	保育所	議会議務局	事務局長
小学校	農業委員会事務局	町長部局	課長
	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育長 課長
	事務局長		
校長 教頭	園長		

別表の三田川町の項及び東脊振村の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年五月十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷